

契 約 予 定 情 報

下記のとおり、レンタカー単価契約の見積を再度募集します。

記

1 見積に付する物件

レンタカー

(2) 仕様等 下記仕様書のとおり

(3) 契約期間 下記仕様書のとおり

(4) 見積書記載方法

見積金額は、仕様書に示された項目毎に単価を記載すること。

また、消費税及び地方消費税（税率10%）の額に相当する額を加算し、
消費税及び地方消費税（税率10%）の額を含んでいることを明示すること。

なお、見積書には見積内容が明確に分かるように内訳を記載すること。

2 見積提出業者に必要な資格

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第7条及び
第8条の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造・物品の販売・役務の提供等、物品の買受けについては
令和4・5・6年度国立研究開発法人森林研究・整備機構競争参加資格又は
全省庁統一資格【物品の販売】、【役務の提供等】のA・B・C・Dのいずれか
の等級に格付けされていること。

(3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所又は競争参加資格
付と機関から「役務の提供等」にかかる契約指名停止を受けている期間中
でないこと。

(4) 見積書を提出する業務について、業務の提供が十分に可能なこと。

3 仕様書の配付場所

〒062-8516 札幌市豊平区羊ヶ丘7番地

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所北海道支所 総務課用度係

電話：011-590-5518

※ 仕様書は当所ホームページでも閲覧できます。

アドレス：<https://www.ffpri.affrc.go.jp/hkd/>

4 見積書の提出場所及び受領期限等

提出書類・・・見積書、競争参加資格（全省庁統一資格の通知書写し） 各 1 部

(1) 提出場所 仕様書の配付場所と同じ

(2) 見積書等の提出期限

令和 7 年 3 月 21 日（金）17 時まで

(3) 受領期限（郵送及び F A X の場合）

令和 7 年 3 月 21 日（金）17 時まで

(4) 開札の日時

見積書受領期限経過の後、見積書を開札します。

開札後、契約事務処理のためお時間をいただきますことをご了承ください。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約保証金

免除

7 提出者に求められる義務

提出者は、提出した書類について説明を求められた場合は速やかに説明を行わなければならない。書類に関し、説明の義務を履行しない者は当該競争に参加させることができない。

8 見積の無効

見積書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

(1) 本競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した見積書。

(2) 見積金額、請負に付される件名、見積提出者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）の無い見積書。

(3) 請負に付される件名に重大な誤りのある見積書。

(4) 見積内容の記載が不明確な見積書。

(5) 見積内容の記載を訂正した見積書。

(6) 見積提出者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）の判然としない見積書。

(7) 受領期限までに到達しなかった見積書。

(8) その他条件に違反した見積書。

9 契約書作成の要否

要

1 0 落札者の決定方法

項目毎の仕様書に示した仕様を満たし、かつ最低価格をもって有効な見積書を提出した者とする。

1 1 落札者への連絡

落札したものに開札日以降連絡を行うが、落札者以外に対しては連絡をしないものとする。

ただし、その見積提出者が希望する場合はその限りではない。

1 2 その他必要な事項

(1) 本件契約に関する照会先

(照 会 先) 森林総合研究所北海道支所 総務課用度係

(電話番号) 0 1 1 - 5 9 0 - 5 5 1 8

(F A X) 0 1 1 - 8 5 1 - 4 1 6 7

(アドレス) yodo-ffpri-hkd@gp.affrc.go.jp

(2) その他

ア. 見積提出者は、本書、項目毎の仕様書を熟覧の上見積書を提出しなければならない。また当該仕様書等に疑義がある場合は、上記照会先に説明を求めることができる。ただし、見積書提出後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

イ. 見積書を提出する場合には、封書で物件名並びに氏名を表記し直接又は郵便により提出しなければならない。なお、封筒に氏名が印刷されているなど明確な場合はその限りではない。

郵便の場合は「見積書在中」と朱書きすること。

ウ. 見積提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

エ. 支所長は、見積提出者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で公正な競争ができない状態にあると認めたときは、当該競争を延期し、又はこれを取り止めることができる。

オ. 開札は非公開で行うがその結果については、落札者と落札価格を見積提出者に対し公表することができる。

カ. 落札なるべき同価の見積書を提出した者が2人以上であるときは速やかに当所が指定する期日にくじ引きを行い落札者を決定する。

キ. 見積提出者又は契約の相手方が本件契約に関して要した費用については、すべて当該見積提出者又は契約の相手方が負担するものとする。

ク、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成２２年１２月７日閣議決定）に基づき、当機構と一定の関係を有する法人等と契約をする場合には、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意されたものとみなす。

仕 様 書

1. 件名

レンタカー単価契約

2. 目的

当支所所有事業用車では走行不可能な悪路等の通走行あるいは、北海道外、又は事業用車の空
きが無いときに業務を円滑に行うため使用することを目的とする。

3. 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4. 納車及び返却場所

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所
(札幌市豊平区羊ヶ丘7番地)

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所林木育種センター北海道育種場
(江別市文京台緑町561番1)

及び支所職員、育種場職員が指定する場所

5. 検査場所

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所
(札幌市豊平区羊ヶ丘7番地)

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所
林木育種センター北海道育種場
(江別市文京台緑町561番1)

及び支所職員、育種場職員が指定する場所

6. 予定数量

年間 合計 80日

内訳 普通乗用車 20日

ライトバン 16日

SUV・RV 28日

ミニバン・ワゴン 18日

7. レンタカー条件

(1) 原則レギュラーガソリン車とする。

(2) オートマチック車であること。

(3) 借り上げについては、日本国内同一料金であること。

(4) カーナビ搭載車であること。

表 1

ボディタイプ	排気量 (cc)	乗車人数
普通乗用車 (ハッチバック・セダンなど)	1 0 0 0 cc～1 3 0 0 cc	4・5人
	1 5 0 0 cc	5人
	1 8 0 0 cc～2 0 0 0 cc	5人
	2 2 0 0 cc～2 5 0 0 cc	5人
ライトバン	1 5 0 0 cc～1 6 0 0 cc	5人
SUV・RV (クロカン・ステーションワゴンなど)	1 5 0 0 cc～1 6 0 0 cc	5人
	1 8 0 0 cc～2 0 0 0 cc	5人
	2 2 0 0 cc～2 5 0 0 cc	5人
ミニバン・ワゴン	2 0 0 0 cc～2 4 0 0 cc	6～8人
	2 5 0 0 cc～3 0 0 0 cc	6～8人

8. 予約（申込み）について

予約（申込み）に関しては、当方より、「レンタカー申込書」を FAX 等にて送付することにより行う。

発注は原則として、貸借する前日までに行うものとする。

ただし、緊急に当日発注することもあり得る。

9. 配車

納車については契約業者にて行うものとする。

それ以外の場所については、貸借先が北海道内外の多岐にわたるため、契約業者の各営業店舗もしくは当方が指定した時間・場所とする。

納車にあたっては、申込みの段階で指定しているクラスの車とするが、納車時に該当車種の納車が困難となった場合、同等、あるいは上位のクラスの車へ変更する旨当支所職員へ連絡を行い、その後同等、あるいは上位のクラスの車を納車しても差し支えない。

ただし、クラスの違いによる差額の支払いは行わないので了承すること。

10. 返却

返却については契約業者にて行うものとする。

それ以外の場所については、返却先が北海道内外の多岐にわたるため、契約業者の各営業店舗もしくは当支所職員が指定した場所とする。その際、乗捨手数料が発生した場合は別途請求するものとする。

原則燃料満タンで返却とするが、使用先の事情により給油が行えない場合は返却後走行距離に乗じて燃料料金を別途請求するものとする。

1 1. レンタカーによる事故と保険及び補償

(1) 事故時における対応

当支所職員がレンタカー運転時に万一事故に遭った場合、運転者は負傷者等有無の確認・救護措置をとった上で支所担当者、警察等及びレンタカーを借り受けた営業所へ遅滞なく連絡を行い必要な処置を行う。

連絡を受けた営業所においては、事故処理に関し必要なアドバイス等を行うこと。

(2) 保険・補償

保険・補償について十分な体制を整えており、概ね下表の条件を満たす保険に加入していること。

なお、万一事故が発生し補償を必要とする場合においては、当方における免責額が発生しないことが望ましい。

表 2

内 容	対 象	補償限度額
対 人	1 名につき	無制限（免責無し、自賠責 3000 万円含む）
対 物	1 事故につき	無制限（免責無し）
車 両	1 事故につき	時価まで
人身傷害	1 名につき	5, 0 0 0 万円

(3) ノンオペレーションチャージ

当方の過失においてレンタカーで事故に遭った場合等、ノンオペレーションチャージを契約相手方の「レンタカー貸渡約款」等により支払う。

1 2. その他

(1) レンタカーへの給油は原則当支所が契約している給油所で行うこととする。ただし、当支所と契約している給油所がない場所にて給油する場合はこの限りではない。

(2) 予定数量については、令和 6 年度の使用実績等をもとに算出したものであり、増減することもあり得ることを了承すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、「レンタカー貸渡約款」等に基づき、別途協議する。

(4) 見積書に記載する金額については、消費税及び地方消費税（10%）を含む 1 日当たりの単価を記載すること。

(5) 見積書は本仕様書 7 のレンタカー仕様の表に基づき作成のこと。

ただし、表中に記載した排気量及び乗車人数については目安であり、表中の取り扱いできる車種を見積もりすることとするが、取り扱いできない車種がある場合はその限りではない。

また、本仕様書 11 のレンタカーによる事故と保険及び補償の（2）の表 2 及び（3）についても見積書に明示すること。